

(地Ⅲ206)

平成21年12月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（国内産）の接種回数の変更等について及び新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について（二訂版）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より、各都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛に、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（国内産）の接種回数の変更等について事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

なお、今回の新型インフルエンザワクチンの接種回数の見直し方針は以下のとおりです。

（1）「中高生に相当する年齢の者」は1回接種とする。

今回の中高生を対象とした臨床試験において、1回接種で国際的な評価基準を上回る十分な抗体価の上昇がみられたことなどから、「中高生に相当する年齢の者」については、1回接種とする。

*ただし、中学1年生に相当する者であっても接種時に13歳になっていない者については、2回接種とする。

（2）「妊婦」は1回接種の方針を維持する。

妊婦については、健康成人を対象とした臨床試験の結果などを踏まえ1回接種としていたが、今回の妊婦を対象とした臨床試験において、1回接種で国際的な評価基準を上回る十分な抗体価の上昇がみられたことなどから、1回接種の方針を維持する。

また、併せて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に、新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について（二訂版）事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がなされました。

本件における主な変更、変更時期は以下のとおりです。

（１）主な変更

- ・クラスター（集団発生）サーベイランス

集団発生に係る厚生労働省への報告対象施設から、保育所を除くこと。

- ・インフルエンザ入院サーベイランス

すべての入院医療機関において、新型インフルエンザ（A／H1N1）に限らず、インフルエンザ様症状を呈する患者の入院を確認した場合に保健所に対し連絡を行うこと。

PCR検査は、インフルエンザ様症状を呈する入院患者のうち、死亡例又は重症化した患者のみに行うことと。

（２）変更時期

- ・クラスター（集団発生）サーベイランス

平成21年12月14日からの運用で、14日～20日の週の情報を22日までに報告すること。

- ・入院サーベイランス

平成21年12月21日からの運用とすること。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。